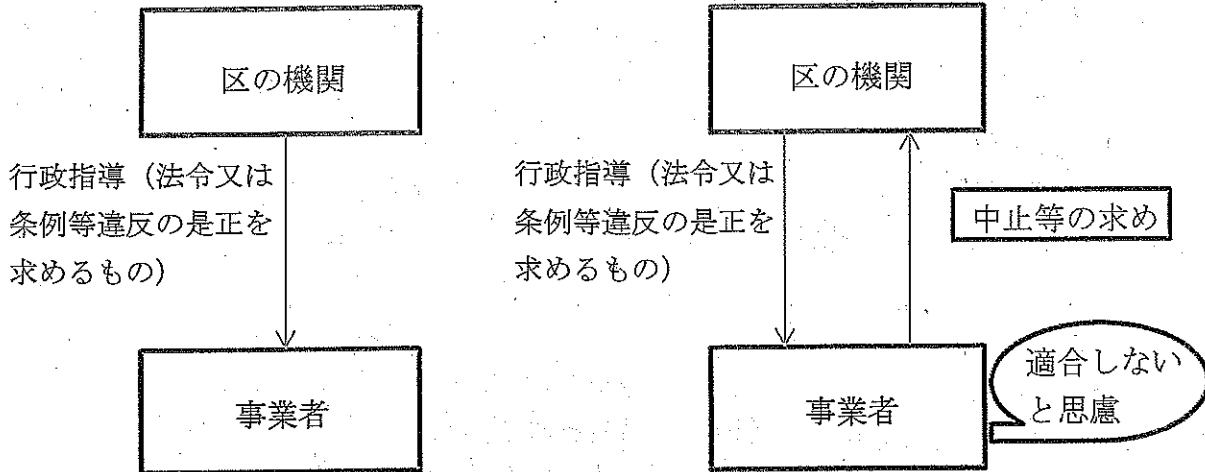


(2) 行政指導の中止等の求め (第35条)

法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が法律等の要件に適合しないと思料するときは、その中止等を求めることができるものとする。

(現行制度)

(改正後)



(3) 処分等の求め (第36条)

何人も、法令又は条例等に違反する事実の是正のための処分等がなされていないと思料するときは、当該処分等をするよう求めることができるものとする。

(現行制度)

(改正後)

